

兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）議事録

- 1 日時：令和6年9月3日(火)13:30～15:30
- 2 場所：ラッセホール5F ハイビスカス
- 3 審議事項
 - (1) 令和6年度ツキノワグマの狩猟の取扱いについて
 - (2) 書写山鳥獣保護区書写山特別保護地区及び城崎鳥獣保護区域崎特別保護地区の再指定について
- 4 出欠

出席者

会 長 中瀬 勲

委員出席者

委 員 伊藤 傑

委 員 太田 英利

部会長代理 高畑 由起夫

委 員 椿原 健右

委 員 中澤 明吉

委 員 山田 裕司

委 員 横山 真弓

計 8名

委員欠席者

部会長 江崎 保男

委 員 辻 三奈

委 員 三橋 弘宗

計 3名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）10名中、7名の委員の出席により会議は成立。

6 議事

審議にかかる質疑応答

(1) 令和6年度ツキノワグマの狩猟の取り扱いについて

(B)

木の実が少ない時に出没するという認識でよろしいか。関係ないように思われるかもしれないが、須磨ではクロダイによる海苔の食害がここ数年続いており、県が調査をしたところ、海釣り公園が台風で使えなくなった年から被害が始まり、海釣り公園がある時は、釣り人が1日何百キロという餌をまいていたのがなくなったことで、クロダイが海苔を捕食し始めたという事実が判明した。クマも一緒じゃないか、人間が山に手を入れて針葉樹に変え、食べ物がないから、里へおりてくるっていうのは当然のことで、5年後10年後に、里や集落にクマがおりてこないようにするといった期間の長い計画を同時に進行していくべきではないかと思うが、何か実行されているのか。

(事務局)

山におけるクマの生息地の再生に繋がる対策として、高齢人工林をパッチワーク状に伐採後、広葉樹を植栽する、針葉樹林と広葉樹林の混交整備を農林水産部が実施している。

2つ目には、集落の裏山で、人と野生動物のすみ分けを図るバッファゾーンの整備を行っており、農林水産部と環境部で、協力しながら進めている。

3つ目に、野生動物の生息環境を改善する広葉樹林整備や、植生保全を図るための植生保護柵を設置するといった野生動物の共生林整備に取り組み、野生動物の生息地管理を進めている。

(B)

広葉樹への植え替えは、針葉樹に植え替えた期間に比べると短いと思うので、当時の環境に戻すには、まだ時間がかかるのではないか。やはり、人間が手を加えてしまった自然を元に戻すのは大変なことである。クマが多いから捕る、少なくなったので守るだけではなく、ちょうどいい個体数を自然の力で維持することが最終目的であると思う。もう少し積極的に短期間で、元の自然に変えるような取り組みに力を入れていくべきではないか。

(C)

それぞれの個体群の全体数を推定した中央値に基づいて県内の捕獲計画をたてていると思うが、近畿北部地域個体群は京都府と、東中国は鳥取県、岡山県にまたがっており、それぞれの府県が独自に個体数を推定して捕獲計画を立てると、各府県の推定値が

合わなくなり、例えば各府県の中央値を合計すると全体の推定値よりも中央値が大きくなってしまい、個体群維持の観点から整合していない問題は生じていないか。他府県と連絡を取って調整しているのか。

(事務局)

京都府、鳥取県、岡山県とは、兵庫県が主催する4府県合同の協議会を年2回ほど開催し、情報交換している。今回の鳥獣部会を開催するにあたって、事前に東中国と近畿北部の現状について情報交換をしており、各府県の推定値の合計が全体の近似値であることは確認している。

(G)

クマは減らしてほしい、怖いということを昨年も話をさせていただいたが、なぜ狩猟解禁の目安が800頭なのか理解できない。10ページの上の表について、今までも捕獲した平均の頭数から捕獲上限を超えるかを検討していたのか。去年は800頭を超えた地域個体群について頭数に割合をかけて狩猟を認めるとしてしたが、今年は、どんぐりが歴史的な不作だと聞いており、集落への出没を減らすための対策として、狩猟をしなくていいのか。

2点目は、資料6ページ上の絵で、兵庫県に2つの個体群が接してるんじゃなくて一部重なっていて、円山川を越えて行き来しているということであれば、個体群の400頭や800頭という頭数の考え方も変わるのではないか。

(事務局)

1点目について、狩猟と有害では捕獲場所が異なり、狩猟は山のほうで行われるが、銃器が使用できない集落周辺や集落では狩猟による捕獲はできない。400頭以上のクマの個体群を守るという考えの中で、過去には単純に800頭を超えたから狩猟を実施としていたが、今年度の捕獲実績から捕獲上限の46頭を超えることが想定されることから、どのような推定が適切かを考え、今回は過年度の捕獲実績と比較する方法で検討した。狩猟は集落に出てきたクマを捕まえるのではなく、追いかけて捕るものである。管理計画により個体群を守りながら、集落に近づく危険なクマについては有害捕獲で対応することについて、ご理解いただきたい。

(事務局)

2点目について、確かに個体レベルでは、円山川を挟んでクマが行き来していることが確認されている。ただし、個体群という集団として重なっているかは、遺伝的な情報や幅広い知見を蓄積した上で、個体群の区分を判断する必要がある。環境省でも個体群の区分ユニットは示しているので、その辺りとの調整も必要である。

また、800頭の根拠として、兵庫県では、国が定める「ツキノワグマ管理のガイドライン」の中で、800頭が1つの目安とされていることを引用している。その科学的根拠は、国全体の議論も必要であり、個体群管理の科学的な知見が国に蓄積され、新たな考え方が示される必要があると考えている。県としては、国の基準に沿った管理計画を進

めている状況である。

(G)

森林動物研究センターが、全国で一番先進的な野生鳥獣対策されていると思うので、環境省を待たずに、ぜひ県の方で何か新しい基準といった考え方を示してもらいたい。

(H)

クマは絶滅の危惧に陥っていたら個体数が増加傾向になって保護政策は成功したもの、数が増えたときの管理の方法は国内に存在しない。何もない中で、いったん環境省の指針で進めることになり、狩猟を解禁して今年で9年目になる。本当に800頭が基準でいいのか、山系も、山の高さも、広がりも全然違う個体群なのに、同じ800頭でいいのか。6ページ下の2つの地域個体群の推定増加率は約15%で、100頭いれば15頭ぐらい増える力を持っていることがわかっている。全国的にデータがなく、捕獲上限を決めて捕獲をしている段階で、このエリアで、この増加率を持ったクマの頭数が適正なのかをこれから議論していくためのデータがやっと出揃ってきたところである。国の委員会にも参加しているが、なかなか難題であって議論が進んでいない状況である。兵庫県では800頭を基準としているが、多く被害がある場合は、考え方を修正していくが、大きな修正というのは非常に危険性が高いので、少しずつ修正をしていくというやり方が必要になるのではないかと。

また、クマの行動圏は、兵庫県内の1つの小さな山塊をはるかに飛び超える大きな行動圏で、若い雄であれば300平方キロ、4つの市町にまたがり、人の生活圏を簡単に飛び越えて行き来をしている。兵庫県の自然環境と人間が住んでる集落との位置関係からすると、はるかにクマの行動圏が大きく、通常は里を渡る場合に夜中に移動するが、里に非常に栄養価の高い食べ物があって、里を渡るついでに食べ物を見つけてしまうと、学習能力が高いので、誘引物があるところに執着をして、だんだん山を使わずに里ばかり使うクマに変貌することがわかっている。数をしっかり管理する一方で、どんなに数を減らしても、里に執着するクマはおそらく減らせないというのが今の状況である。

山の中の餌環境が悪い場合には、個体数はあまり増えないということに本来であればなるはずが、兵庫県の場合は凶作年でも、個体数と増加率はそんなに減らない。そのため、クマの頭数管理、山の環境整備を行う一方で、里側の管理が非常に重要である。資料11ページの地図は、10月後半から12月の冬眠前のクマの移動の様子である。シカの残渣が山の中あるいは集落周辺で放置されると、それにクマが執着してしまう。シカの捕獲後の処理を適正にしている市町ではこのようなことは起こっていないが、まだできていないところもたくさんあり、シカの捕獲促進の努力の中で、残渣処理というものが大変負担になっていて、生態系管理に獣種ごとの考え方では立ち行かないというところを如実に表している。今後人間側がしっかり何をやるべきかというところの議論をしていく必要があるのではないかと考えている。

(B)

残渣の問題はイノシシも同じだと思う。ところで、クロダイにGPSを付けて放すと、何時ごろ来るとか、毎日来るとか、個体ごとの識別ができる。クマにつけたGPSで同じようなことが把握できると思うので、出沒の時間帯や天気などを併せて発表すれば、人身事故発生を抑えることができるのではないかと思うので、その辺りも資料につけていただきたい。

(F)

非常に学習能力の高いクマに対して、人を怖いと思わせるという要素が有害捕獲には含まれていないと感じる。狩猟の大きな役割としてクマに対し天敵になれることがある。クマに恐怖感を与える要素が最近はない。住居ゾーンに出てきたクマが、はたして本当に分別のないクマであるかどうかは、狩猟圧がかかって学習していないから、子グマが親グマから教えてもらっていないからというような悪循環が1つは考えられるのではないか。出沒グマを対症療法では無く、やはりどこかで狩猟圧をかけて、人間は怖い、捕食されるのではと感じればどんな動物でも遺伝的な言語を持って必ず教える。親から子ども、孫にも伝わって、そういうことを活かせるような施策を考えることも必要ではないかと感じている。

それから北近畿ユニットでは、京都府は去年も一昨年も狩猟が解禁されていて、山の裏表にあたる兵庫県では狩猟できないことについて、我々の立場で住民に説明がつかないところを整理していただきたい。

(事務局)

狩猟圧に関して、シカやイノシシの巻き狩りにおいてもクマは撃てないが、追い払いの効果はあると思われる。京都府の狩猟の取扱いについては、これから議論をしていくと聞いており、注視していきたい。

(E)

有害の捕獲数について、人とのあつれきがある場合のみ3%上乗せとあるが、どういう場合に発令するのか。

(事務局)

基本的には集落に出てきたクマの頭数も含めて、12%足す3%の15%まで上乗せとする。

(E)

集落などに出てきた場合は、狩猟で取れないとしても、有害で何頭か上乗せできるということでよいか。

(事務局)

そこは現場の状況を検討しながら、有害をやっていく。

(D)

サルとクマの個体群の性質は少し違うが、個体群の管理は難しい。ただし、15%の増

加率はすごく高いもので、餌付けのサルの子の個体群の増加率と同じぐらいである。5年で倍になる増加率で、これだけ有害捕獲してこの頭数にとどまっている現状なのかという気がする。各委員から出された問題は、どれも深い意味があり、なおかつ相関関係があって、簡単ではないが、こういう議論が可能になるまで研究が蓄積されてきた、あるいは猟友会や地元の方々の協力でここまで来たのだと理解していただき、これから人とクマのよりよい関係を目指して頑張ってもらいたい。

私からの質問は、例年に比べて4月、5月、6月に出沒した頭数、錯誤で捕まった頭数、そして有害で捕まった頭数いずれも多いような気がする。これは今年だけの現象なのか、これからこういう形で続くかもしれないということなのか。なかなか原因はわからないと思うが、どう考えているのか。

(H)

今まで経験したことのない現象が発生している。今年の5月頃から捕獲されるのが1歳の若いクマが多く、普通なら1歳のクマは6月頃に親と別れるが、少し早い時期に親から離れて1歳が捕まる異例な事態となっている。生まれたばかりの子ではなく、20キロぐらいの子グマである。これまで、兵庫県で有害捕獲で捕まるクマは、どちらかというと年寄りばかりで、学習により悪質個体化してしまったものが捕まるが多かったが、あるときを境に若いクマがよく捕まるようになり、今年は1歳の子グマが捕まるという異例な事態になった。まだデータ等検証できる段階ではないが、個人的な予測では、かなりの個体数の増加によって繁殖活動が前倒しになり、本来6月から繁殖のピークを迎えるが、おそらくオスによる繁殖相手のメスの獲得競争が早まってメスを攪乱し、子グマが早い段階で親から引き離されている。雌もこの時期に捕まることはほぼなかったが、雌もよく捕まっていて、当然個体数が増えれば繁殖の頭数も増えていき、若い個体が捕まる事態が発生したのではないかという予測を立てているところである。20数年、クマの有害捕獲に関わってきて初めてという状況となっていて、増加パワーがすさまじいのかなというところはちょっと感じている。

(F)

6～7月に繁殖のため、雄が子グマを殺して、雌の発情を促すというのはよく知られており、それが前倒しになっているのではないか。今まで河川敷でクマを見ることはまずなかったが、シカを河原で目にするようになり、イノシシも河原で寝だした。去年か一昨年ぐらいから、子グマが河川敷の笹藪から飛び出すことがあり、母親とともに雄グマに追い出された子グマが安全な河原の笹藪に身を隠して、犬の散歩に驚いて笹藪から出てくるというのを見るようなことが相当増えてきたなと体感している。

(D)

そうすると、出産率とか、幼児死亡率の低下、個体数増に繋がるような傾向があると感じられたということか。

(H)

そこまではわからないが、一昨年はブナ科堅果類が豊作で雌が妊娠しやすく、出産してそれから1年経った子どもが多かったのではないかと予測している。昨年の兵庫県は凶作だったが、液果類があったので出沒はしていなかった。このあたり、豊作、凶作に連動して、1年後の出沒、子グマの出沒等に影響があるかどうか等を調べていきたい。

(D)

資料を見て、目撃痕跡の場所と、錯誤捕獲の場所と、有害駆除で捕獲された場所と、それぞれ基本的に同じ場所か。あるいは、目撃痕跡情報の場所は広がっているか。3つそれぞれがマッピングされていたら、兵庫県のだいたいのクマの分布が予測でき、被害防除に役立つのではないか。

(事務局)

出沒情報は管理計画の中で、毎年の出沒状況を地図に落としている。捕獲に関して情報はあがるが、管理計画には載せていない、捕獲はシカ、イノシシの捕獲行為が行われるような地域で起きているのに対して、出沒に関してはもっと広い、県の南部である川西市の方まで広がっている。それぞれの広がり方を見ながら生息状況あるいは出沒地域の拡大のトレンドはおさえている。今後、必要に応じて捕獲の情報を公開していくことを考えていく。

(D)

地元の人たちにとって、警告なり予測ができていくというようなことが大事だと思う。情報をうまく公開していくことができればよいのでは。

(事務局)

錯誤捕獲については、くくりわなによる錯誤捕獲が多く、集落よりもちょっと入った場所が多かった。地域的には、北但馬、南但馬がほとんどである。有害捕獲については、シカ、イノシシの箱わなに入るケースが非常に多く、そこに1歳の子グマが入ることが多かった。7月ぐらいまでは集落の外側の箱わなでの捕獲が多かったが、8月頃からは、集落への出沒により地元の要望を受けた各市町によるドラム缶檻の有害捕獲での捕獲がされるようになってきている。目撃痕跡の情報についても、特に当然北但馬、南但馬については、非常に多く、春、夏前ぐらいまでは、河川敷での目撃が非常に多かった。これまであまり目撃情報がなかったような場所での目撃が多く、クマかどうかという審議はあるが、ほぼ県下全域から目撃情報が上げられる状況になっている。

(D)

これまでのいろいろな研究の積み重ねを経て、現在の計画ができていくわけだが、これから地元の方の不安の解消、あるいはクマに人を怖がらせるための積極的な印象づけなど、かなり総合的な対策を改めて考えなければいけない状況が明らかになった。

(2) 書写山鳥獣保護区書写山特別保護地区及び城崎鳥獣保護区域崎特別保護地区の再

指定について

(C)

ここに示されている鳥類と哺乳類だけ抜粋されているが、元データはどういうものか。保護区の中の生き物の生息状況調査をしているのか。

(事務局)

今回のために新たに調査したということではなく、身近な鳥獣生息地として、訪れる方が過去にここで観察されたものを掲げている。

(C)

保護区を指定するにあたり、いろんな鳥獣がいることを発信していくにあたって、もう少し正確な情報であるべきだ。県としての管轄内の生物多様性保全を把握していくということを常に意識したほうがよい。

(G)

古い制度であり、実態に合ってるのかという思いが根本にある。更新前の資料がそのまま出ていて、更新のため精査するようなことにはあまりなっていない。

農林水産物の被害状況はあるが、生活被害の記載はないのか。アジサイの被害など、農林業被害でないとして市が対応してくれないということがある。そうしたことを考えると、更新のたびに実態に合ったかたちで、関係者の意見を聞いて、保護区を継続するのかを上げていただきたいと思います。

(事務局)

環境省への届出様式では、今のところは農林水産業被害しかない。動物や植物相の調査においても、豊岡市と姫路市ではそれぞれが生物多様性調査をされているが、断片的にしかデータがなく、情報の更新が十分できなかったことは反省点である。モニタリングデータとか環境アセスといったデータを入手し、強化していきたい。

(D)

自然科学では、資料の原典を明記するのが倣い癖になっている。そうすることで、絶えず最新のデータに注意しようという姿勢にもなっていくので、今回の審議にあたってそこまで徹底しようということではないが、これからの方針としてはできるだけここにきちんとしたデータがあるものを探すというような方針で進めていただきたい。

7 審議結果

知事より諮問のあった「ツキノワグマの狩猟の取扱いについて」、「書写山鳥獣保護区書写山特別保護地区及び城崎鳥獣保護区城崎特別保護地区の再指定について」は、各委員の承認をもって鳥獣部会として諮問の承認を決議された。

また、部会決議については、「兵庫県環境審議会の運営に関する規定」第9条第1項によって審議会の決議とすることについて、会長から同意があったことから、環境審議会から知事に対し、諮問内容を承認するとして答申を行うこととなった。